

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	乳幼児加算	心理担当職員配置加算	
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合 (323単位)					+24単位	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位	
	(2) 肢体不自由児の場合 (148単位)					+24単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位	1日につき+70単位		
	(3) 重症心身障害児の場合 (880単位)					+24単位				
ロ 医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の90日まで (355単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	+24単位	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位	
		(二)91日目以降180日目まで (323単位)								
		(三)181日目以降 (291単位)								
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の90日まで (163単位)				+24単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位		1日につき+70単位	
		(二)91日目以降180日目まで (148単位)								
		(三)181日目以降 (133単位)								
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の90日まで (968単位)				+24単位				
		(二)91日目以降180日目まで (880単位)								
		(三)181日目以降 (792単位)								
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合 (124単位)					ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位		
	(2) 重症心身障害児の場合 (880単位)									
ニ 指定発達支援医療機関で短期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の90日まで (136単位)				ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位		
		(二)91日目以降180日目まで (124単位)								
		(三)181日目以降 (112単位)								
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の90日まで (968単位)								
		(二)91日目以降180日目まで (880単位)								
		(三)181日目以降 (792単位)								
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として1日につき337単位を加算)									
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として1日につき448単位を加算)									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)									
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)									

地域移行加算
(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)

小規模グループケア加算
(1日につき240単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×35/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×25/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×14/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき Ⅰハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき Ⅰハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算
(1月につき 所定単位×5/1000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可